

議案第43号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）、<u>第41条の2第1項第1号及び第2号</u>、第43条第1項及び第2項並びに第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、<u>法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）</u>で使用する用語の例による。</p> <p>(基準)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 居宅介護及び重度訪問介護に係る法第41条の2第1項第1号</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）、第43条第1項及び第2項並びに第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(基準)</p> <p>第6条 略</p>

及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型指定基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 介護保険法第41条第1項本文の指定（訪問介護に係るものに限る。）を受けている者により提供されること。

(2) 別表第1（従業者の配置の項第1号(3)及び設備の項の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

3 前2項に定めるもののほか、居宅介護等に係る指定基準、居宅介護及び重度訪問介護に係る共生型指定基準並びに居宅介護等に係る法第30条第1項第2号イの条例で定める基準（以下「該当基準」という。）は、居宅介護等の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基準)

第10条 生活介護（法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者が行う指定障害福祉サービス（以下「共生型障害福祉サービス」という。）を除く。）に係る最低基準は、別表第3の中欄のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、居宅介護等に係る指定基準及び法第30条第1項第2号イの条例で定める基準（以下「該当基準」という。）は、居宅介護等の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基準)

第10条 生活介護に係る最低基準は、別表第3の中欄のとおりとする。

2 略

3 生活介護に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の指定（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るものに限る。）を受けている者、介護保険法第41条第1項本文若しくは第42条の2第1項本文の指定（通所介護又は地域密着型通所介護に係るものに限る。）を受けている者（以下「指定通所介護事業者等」という。）又は同項本文若しくは同法第54条の2第1項本文の指定（小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。）又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。）を受けている者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）により提供されること。

(2) 別表第3の中欄（従業者の配置の項第1号(2)から(6)まで及び第3号並びに設備の項第1号から第3号までを除く。）及び右欄に掲げる基準を満たすこと。

4 前3項に定めるもののほか、生活介護に係る最低基準、指定基準、共生型指定基準及び該当基準は、生活介護の目的を達成

2 略

3 前2項に定めるもののほか、生活介護に係る最低基準、指定基準及び該当基準は、生活介護の目的を達成するために必要な

するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基準)

第12条 略

2 短期入所に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 介護保険法第41条第1項本文の指定（短期入所生活介護に係るものに限る。）を受けている者、同法第53条第1項本文の指定（介護予防短期入所生活介護に係るものに限る。）を受けている者又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等により提供されること。

(2) 別表第4（従業者の配置の項第1号(2)及び第2号並びに設備の項第1号及び第2号を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

3 前2項に定めるもののほか、短期入所に係る指定基準、共生型指定基準及び該当基準は、短期入所の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基準)

第12条 略

2 前項に定めるもののほか、短期入所に係る指定基準及び該当基準は、短期入所の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基準)

第16条 自立訓練（共生型障害福祉サービスを除く。）に係る最低基準は、別表第6の中欄のとおりとする。

2 略

3 自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等により提供されること。

(2) 別表第6の中欄（従業者の配置の項第1号(2)から(6)まで及び第3号並びに設備の項第1号及び第2号を除く。）及び右欄に掲げる基準を満たすこと。

4 前3項に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準、指定基準、共生型指定基準及び該当基準は、自立訓練の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに

(基準)

第16条 自立訓練に係る最低基準は、別表第6の中欄のとおりとする。

2 略

3 前2項に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準、指定基準及び該当基準は、自立訓練の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第4（第12条関係）

区分	指定基準
略	
設備	1・2 略 3 <u>非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</u>
略	

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第4（第12条関係）

区分	指定基準
略	
設備	1・2 略
略	

（鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、<u>第72条の2第1項第1号及び第2号</u>、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、<u>第115条の2の2第1項第1号及び第2号</u>並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p>

的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）で使用する用語の例による。

（指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準）

第5条 法第74条第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。

2 訪問介護に係る法第72条の2第1項第1号及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型指定基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 障害者総合支援法第29条第1項の指定（居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。）を受けている者により提供されること。

(2) 別表の1の表（設備の項の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

3 通所介護に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の指定（児童発達支援又は放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わ

（指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準）

第5条 指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。

せる事業所における児童発達支援又は放課後等デイサービスを除く。）に係るものに限る。）を受けている者又は障害者総合支援法第29条第1項の指定（生活介護又は自立訓練に係るものに限る。）を受けている者により提供されること。

(2) 別表の6の表（従業者の配置の項第1号(2)から(5)まで及び第2号並びに設備の項第1号及び第3号を除く。）に掲げる基準を満たすこと。この場合において、同表設備の項第4号中「前号ただし書の規定により」とあるのは「通所介護の」と読み替えるものとする。

4 短期入所生活介護に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 障害者総合支援法第29条第1項の指定（短期入所に係るものに限る。）を受けている者（指定障害者支援施設が指定短期入所（短期入所に係る指定障害福祉サービスをいう。以下この号において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部若しくは一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合の当該事業を行う

事業所において指定短期入所を行うものに限る。以下「指定短期入所事業者」という。）により提供されること。

(2) 別表の8の表（従業者の配置の項第1号(2)から(7)まで、第3号及び第4号並びに設備の項第1号から第4号までを除く。）に掲げる基準を満たすこと。

5 前各項に定めるもののほか、指定基準、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護に係る共生型指定基準並びに法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、居宅サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)

第7条 法第115条の4第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「介護予防指定基準」という。）は、介護予防サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。

2 介護予防短期入所生活介護に係る法第115条の2の2第1項第1号及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型介護予防指

2 前項に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、居宅サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)

第7条 指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護予防サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。

定基準」という。)は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業者により提供されること。

(2) 別表の8の表(従業者の配置の項第1号(2)から(7)まで、第3号及び第4号並びに設備の項第1号から第4号までを除く。)に掲げる基準を満たすこと。

3 前2項に定めるもののほか、介護予防指定基準、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防指定基準及び法第54条第1項第2号の条例で定める基準は、介護予防サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに法第54条第1項第2号の条例で定める基準は、介護予防サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項第1号及び第2号、第21条の5の19第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）で使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 略

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第21条の5の19第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 略

2 略

3 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達

2 略

3 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を

成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 指定通所支援に係る法第21条の5の17第1項第1号及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型指定基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 介護保険法第41条第1項本文の指定（通所介護に係るものに限る。）、同法第42条の2第1項本文の指定（地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。）に係るものに限る。）、同法第54条の2第1項本文の指定（介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。）又は障害者総合支援法第29条第1項の指定（生活介護に係るものに限る。）を受けている者により提供されること。

(2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあつては、児童発達支援管理責任者が行うべ

一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

き業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。

ア 児童発達支援 別表第1の1の表（従業者の配置の項第1号(1)イからエまで及び(2)から(4)まで並びに第2号から第4号まで、設備の項第1号(1)及び(2)、第2号並びに第3号並びに利用定員の項を除く。）に掲げる基準

イ 放課後等デイサービス 別表第1の3の表（従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号から第3号まで並びに利用定員の項を除く。）に掲げる基準

3 前2項に定めるもののほか、指定通所支援に係る指定基準及び共生型指定基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

- (1) 生活介護
- (2) 通所介護、地域密着型通所介護又は小規模多機能型居宅介護（複合型サービスに該当するものを含む。）

2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

- (1) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護又

は同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第23項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。